

知的かけはし

弁護士法人 クレオ国際法律特許事務所

編集発行人 弁護士西脇 怜史

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町 1-39-5 水天宮北辰ビル9階

TEL 代 表 03-6821-9510

法 務 部 03-6821-9520

商 標 部 03-6821-9540

FAX 共 通 03-6821-9550



2025・7・10



令和七年盛夏

解説

進歩性の判断(当事者が適宜選択し得た設計的事項)
知的財産高等裁判所 令和6年(行ケ)
第10024号 審決取消請求事件
令和7年5月26日判決言渡

第1 事案の概要

原告は、名称を「X線検査装置」とする発明についての特許出願(特願2018-53046号)(本願)の出願人である。原告は、本願に対する拒絶理由通知に対して意見書及び手続補正書を提出したが拒絶査定を受け、拒絶査定不服審判を請求し(不服2022-15868号)、審判段階で通知を受けた拒絶理由に対して意見書及び手続補正書を提出する対応を行ったが「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決(本件審決)を受け、本件審決の取り消しを求めて出訴したものである。

本件審決の理由の要点は、本願発明は、引用文献1(特開2012-78254号公報)に記載された発明(引用発明)に引用文献2(特開平2-163691号公報)に記載された技術的事項を適用することによって当事者が容易に発明をすることができたから、特許法29条第2項(進歩性欠如)により特許を受けることができない、というものである。

ここでは、原告が主張した取消事由3(本願発明についての進歩性の判断の誤り)についての判断部分のみを紹介する。

第2 判決

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

第3 理由

本願発明と引用発明との間の一致点及び相違点

審決が認定した本願発明と引用発明との間の一致点及び相違点は次の通り。

[一致点]

「物品を搬送する搬送部と、

前記搬送部によって搬送される物品にX線を照射するX線照射部と、
前記物品を透過した前記X線を検出するセンサと、
内部に前記X線による前記物品の検査が実施される検査領域が設けられた筐体と、

前記センサに対して気体を導風する導風部と、

前記センサにより検出される前記X線からX線透過画像を生成し、
前記X線透過画像に基づいて前記物品の検査を行う制御部と、を備え、
前記センサは、前記導風部の一部を構成する流路を有する収容部に収容されており、

前記流路は、前記気体により前記センサの温度が上昇することを抑制するように配置されている、X線検査装置。」である点。

[相違点1]

本願発明は、「センサと、センサを制御する制御基板とがユニットとして一体的に形成されたX線検出ユニット」をなして、導風部は「前記X線 検出ユニット」に対して導風し、「前記X線検出ユニット」が収容部に収容され、「前記X線検出ユニット」の温度が上昇することを抑制するように流路が配置されているのに対して、引用発明は、ラインセンサ410がラインセンサ410を制御する制御基板を備えてユニットとして一体的に形成されているかどうか不明である点。

[相違点2]

導風部について、本願発明は、「冷風機から供給される冷気をダクトを介して」導風するものであって、「前記冷気」により前記X線検出ユニットの温度が上昇することを抑制するように流路が配置されており、「前記ダクトは、前記流路に前記冷気を導風する」のに対して、引用発明は、冷風機及びダクトを備えず、「ファン950から送風される気体」をセンサボックス内に導入する点。

取消事由3(本願発明についての進歩性の判断の誤り)について

原告は、本件審決の本願発明についての進歩性の判断は誤りである旨を主張するので、本願発明と引用発明との相違点1及び2に関し、その容易想到性について検討する。

ア 相違点1について

本願出願当時の周知技術を示す文献の記載によれば、以下のとおり認められる。

(ア) 乙1(特開昭63-101788号公報、発明の名称:多チャンネル型

半導体放射線検出器)の図1によれば「半導体放射線検出器アレイド」並びに「基板3」及び「アンプ8」はモジュール化されているといえる。(イ) 乙2(特開2002-6049号公報、発明の名称:X線デジタル撮影装置)の図4によれば、「筐体4の内部には…蛍光(可視光線)を電気信号に変換する二次元配列の光電変換素子1、これらを固定する支持板3、光電変換素子1の電気信号を取り出すためのフレキシブル回路基板5a、電気信号を処理する電子回路及び電源部などを搭載する電子回路基板5などが収納されている」([0006])

上記記載にもよれば、乙2の図4において、「光電変換素子1」、「支持板3」及び「電子回路基板5」はモジュール化されているといえる。(ウ) 上記(ア)及び(イ)によれば、センサ(乙1の半導体放射線検出器アレイド6、乙2の光電変換素子1)と回路(乙1の基板3及びアンプ8、乙2の支持板3及び電子回路基板5)をモジュール化すること、即ち一体化することは周知技術であることが示されており、引用文献2においても、基板に放射線センサ2と信号処理回路(ICチップ)が一つのモジュールとして一体化されていることが示されている。

これによれば、相違点1に関し、センサ及びその制御基板をユニットとして一体的に形成することは、センサの技術分野における常套手段であると認められる。

そうすると、引用発明において、ラインセンサ410に換えて、常套手段である、ラインセンサ410及びその制御基板を一体的に形成したユニットを採用することは、当事者が適宜選択し得た設計的事項といえることができる。

イ 相違点2について

相違点2に関しては、上述した乙2の図2、乙3(特開2006-338349号公報、発明の名称:自動販売機)の図2、乙4(特開2001-102226号公報、発明の名称:ガス絶縁静止誘導電器)の図1(a)、乙5(特開平11-277286号公報、発明の名称:レーザ加工装置)の図2に示されるとおり、本願出願時において、冷却を行う構成として、冷風機から供給される冷気をダクトを介して供給することは、一般的に行われている技術常識であると認められる。

そうすると、引用発明において、より効果的な冷却を行うために、ファン950から気体を送風する構成に換えて、引用文献2に記載された技術的事項である、冷風を空気入口管に導く構成を採用する動機付けがあるものといえる。

ウ 小括

以上によれば、引用発明において、常套手段であるラインセンサ410とその制御基板と一体に形成したユニットを採用するとともに、そのユニットの冷却を行う構成として、引用文献2に記載された技術的事項である冷風を空気入口管に導く構成を採用し、相違点1及び2に係る本願発明の構成とすることは、当事者が格別の創意を要することなく、容易に想到し得たものといえるべきである。

そうすると、本件審決の本願発明についての進歩性の判断に誤りはないといえるべきである。

原告の主張する取消事由3には理由がない。

第4 考察

進歩性についての検討・判断では、審査を受けている発明と主引用発明との間の相違点に関し、主引用発明からの設計変更などや、先行技術の単なる寄せ集めに過ぎない等の進歩性が否定される方向に働く要素に係る事情に基づき、副引用発明を適用したり、技術常識を考慮したりして、容易想到性の論理付けができるか否かが第一に検討される。

この検討で理付けができると判断された場合、次に、審査を受けている発明によって発揮される有利な効果や、副引用発明が主引用発明に適用されると主引用発明がその目的に反するものとなるというような阻害要因など、進歩性が肯定される方向に働く要素に係る諸事情も含めて総合的に評価した上で容易想到性の論理付けができるか否かを判断することになる。

本判決では、審査を受けている発明と主引用発明との間の相違点について、当事者が適宜選択し得た設計的事項といえることができる、一般的に行われている技術常識であると認められる、という判断が行われている。

実務の参考になるところがあると思われるので紹介した。

以上

日本の知的財産の競争力強化 国際ランク4位へ数値目標

■「知的財産推進計画2025」決定■

政府は、「知的財産推進計画2025」を決定し、知的財産の国際的な競争力について初めて数値目標を盛り込み、国際ランキングで4位以内を目指す方針を示した。

同計画では、WIPO（世界知的所有権機関）が毎年発表している「グローバル・イノベーション指数（GII）」での目標順位を設定。AIの活用やトップレベルの研究者など海外人材の招致を通じて2035年までに4位以内を目指すとしている。過去の我が国の最高位は4位（2007年）で、2024年はスイスが首位、日本は13位だった。

また、今後、発明などへのAIの関与が増えることが予想されるとして、発明や創作の過程でAIを利用した場合の「発明者」の定義などについて早期に結論を得ることを求めている。海外のサーバを介した特許権侵害行為への対応なども検討し、必要な制度の整備を進める方針。

日本の技術を国際標準にするための「新たな国際標準戦略」が策定された。また、AIや環境・エ

●知的財産推進計画2025の主な内容●

AI時代の知的財産制度
AIを利用した発明を巡り、 発明者の認定基準を明確化
国際競争力の数値目標
2035年までに「グローバル・ イノベーション指数」で4位以内に
国際標準
・新たな国際標準戦略を策定 ・AI、環境・エネルギー、情報通信など 8分野を戦略領域に定め、重点的に支援

ネルギー、モビリティ（移動手段）といった8分野を「戦略領域」とし、専門人材の育成や官民連携の強化を通じて重点的に支援するとしている。

さらに日本市場における時価総額に占める無形資産の割合を2035年までに50%以上とする目標も設定した。2020年時点の日本市場における無形資産割合は32%、米国市場は90%、中国市場は44%、韓国市場は57%。

かゆみ改善薬で東レの特許権侵害 後発医薬品2社に賠償命令

■知財高裁■

東レは、かゆみ改善薬の用途特許を侵害されたとして、後発医薬品の沢井製薬と扶桑薬品工業に損害賠償を求めて起こした訴訟で、知財高裁が2社による特許権侵害を認め、2社に合計で約217億円の損害賠償金の支払いを命じる判決を下したと発表した。

医薬品は、臨床試験（治験）といった開発期間が必要で、製造販売の承認に時間がかかることから、原則20年の特許期間を最長5年延長できる特例がある。東レは有効成分「ナルフラフィン」をかゆみ改善薬「レミッチ」に使う用途特許の期間が切れる2017年に特許庁に延長を申請した。

後発医薬品2社は、18年に同じ有効成分に添加物を加えた後発薬について厚生労働省の承認を得て製造販売を始めた。

東レ側は後発薬が新薬と異なる添加物を使っているにもかかわらず、かゆみ止めの効果は変わらないため特許権を侵害していると主張。2社側は延長された用途特許の保護範囲は狭まり、成分の異なる後発薬は実質的に同じ製剤といえないと主張した。

一審の東京地裁は21年の判決で東レの賠償請求を棄却したが、二審の知財高裁は、東レの特許権存続期間中に2社が後発品の製造販売を行ったことが特許権侵害に当たると認定した。

AIが作成した商標登録 現行制度で可否を判断

■特許庁■

特許庁の商標制度小委員会は、AIを利用して作成した商標登録については、現行制度で登録の可否を判断する方向で検討している。

現行の商標法は、特許法、意匠法とは異なり、自然人の創作物の保護を目的とするものではないとされている。したがって、自然人により創作されたものか、AIにより生成されたものかに関わらず、従来の商標登録出願と同様、拒絶理由に該当しない限り、商標登録を受けることができることとされている。

そのため、小委員会では、AI生成物を含む商標について出願・権利行使する場合であっても、原則として、従来の商標登録出願や商標権と同様に扱う方向で検討している。

また、他人の登録商標をAIに学習させることは、商標権の効力が及ぶ行為に該当せず、法律上問題ないとしている。

審 決 紹 介

本願商標「SOGIlympic」は、商標法第4条第1項第6号に該当しない、と判断された事例（不服2024-15152、令和7年4月17日審決）

1 手続の経緯

本願は、令和5年8月14日の登録出願であって、その手続の経緯は以下のとおりである。

- 令和6年3月29日付け：拒絶理由通知書
- 令和6年5月7日：意見書、手続補正書の提出
- 令和6年6月20日付け：拒絶査定
- 令和6年9月24日：審判請求書の提出

2 本願商標

本願商標は、「SOGIlympic」の文字を標準文字で表してなり、第35類及び第41類に属する願書記載のとおり役務を指定役務として登録出願され、その後、本願の指定役務については、上記1の手続補正書により、第35類「経営の診断又は経営に関する助言、事業に関する指導及び助言、事業の管理、企業の人事管理のための適性検査、様々な専門家と顧客のマッチングに関する事業の仲介、商取引の媒介、取次又は代理、市場調査又は分析、商品の販売に関する情報の提供、インターネットによる広告、企業の広告及び広報活動の企画・代行、広告業、広告用具の貸与、消費者のための商品及び役務の選択における助言と情報の提供、人材募集、職業のあっせん、求人情報の提供、コンピュータデータベースへの情報編集、新聞記事情報の提供、ニュースクリッピングサービス」及び第41類「セミナーの企画・運営又は開催、研修会の手配及び管理、教育フォーラムの手配及び運営、シンポジウムの手配及び運営、知識の教授、ビジネスの知識及びノウハウの伝授（訓練）、認証のための訓練の提供及び教育上の試験の実施、電子出版物の提供、書籍の制作、インターネットを利用して行う映像の提供、放送番組の配給、教育・文化・娯楽・スポーツ用ビデオの制作（映画・放送番組・広告用のものを除く）、興行の企画・運営又は開催（映画・演芸・演劇・音楽の演奏の興行及びスポーツ・競馬・競輪・競艇・小型自動車競走の興行に関するものを除く）、映画・演芸・演劇・音楽又は教育研修のための施設提供、スポーツの興行の企画・運営又は開催、運動競技会の企画・運営、映画・演芸・演劇又は音楽の演奏の興行の企画又は運営、イベントのためのビデオの編集、録音又は録画済み記録媒体の複製、運動施設の提供、運動用具の貸与、ゲーム用具の貸与、おもちゃの貸与」に補正されたものである。

3 原査定の拒絶の理由の要点

原査定は、「本願商標は、「SOGIlympic」の文字を標準文字により表してなるところ、その構成中の「lympic」の文字部分は、国際オリンピック委員会（IOC）と、その下部組織である、日本オリンピック委員会（JOC）を含む国内（地域）オリンピック委員会（NOC）が、オリンピック憲章に基づき4年ごとに開催する国際的スポーツ競技大会を表示する著名な標準「OLYMPIC」と、語頭の「O」以外の文字列「LYMPIC」を共通にするものである。当該「lympic」の文字部分は、上記著名な標準「OLYMPIC」を想起させ、これに接する需要者の注意を強く惹くものといえるから、本願商標は、その構成全体としても、著名な標準「OLYMPIC」と類似のものと判断するのが相当である。また、上記競技大会は、その事業の目的及び内容並びに事業主体となっている国際オリンピック委員会（IOC）と日本オリンピック委員会（JOC）を含む国内（地域）オリンピック委員会（NOC）の設立目的等を勘案すると、公益に関する事業であって営利を目的としないうものである。したがって、本願商標は、商標法第4条第1項第6号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

4 当審の判断

本願商標は、「SOGIlympic」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成文字は、すべて同じ書体、同じ大きさ、等間隔で表されてなるものであるから、視覚上、まとまりよく、全体として一体的に取られるものである。また、本願商標の構成全体から生じる「ソギリンピック」の称呼も、7音と冗長とはいえ、よどみなく一連に称呼し得るものである。

そして、観念上も、本願商標を殊更「SOGI」と「lympic」とに分離して観察しなければならないとする特段の理由を見いだすことはできない。

そうすると、本願商標に接する取引者、需要者は、その構成中の「lympic」の文字部分のみに着目し、これを独立した識別標識として認識するといえず、むしろ、本願商標の構成文字全体をもって、特定の意味を有しない一体的な造語を表したものであるとして認識し、把握するといふべきである。

してみれば、本願商標をその指定役務に使用しても、これに接する取引者、需要者が、国際的スポーツ競技大会を表示する標準「Olympic」を連想、想起するということとはできないから、本願商標は、上記国際的スポーツ競技大会を表示する著名な標準とは類似しないものである。

したがって、本願商標が商標法第4条第1項第6号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

本願商標「ホワイトパール」は、商標法第4条第1項第16号に該当しない、と判断された事例（不服2024-18979、令和7年4月9日審決）

1 手続の経緯

本願は、令和5年8月28日の出願であって、その手続の経緯は以下のとおりである。

- 令和6年2月13日付け：拒絶理由通知書
- 令和6年6月30日：意見書、手続補正書の提出
- 令和6年8月20日付け：拒絶査定
- 令和6年11月27日：審判請求書の提出

2 本願商標

本願商標は、「ホワイトパール」の文字を標準文字で表してなり、第5類に属する願書記載のとおりの商品を指定商品として登録出願されたものである。

そして、本願の指定商品は、原審における上記1の手続補正書により、第5類「真珠の粉末を含まないサプリメント」と補正されたものである。

3 原査定の拒絶の理由（要旨）

本願商標は、「ホワイトパール」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成中の「ホワイト」の文字は、「白。白色。」「パール」の文字は、「真珠。」の意味合いを有するものであるから、本願商標全体では「白い真珠」ほどの意味合いを容易に理解させるものである。

そして、サプリメントを取り扱う業界において、原材料として真珠の粉末が用いられている実情が見受けられる。

また、真珠は通常、白色であることからすると、本願商標を、その指定商品に使用するときは、あたかもその商品が「白い真珠の粉末を原材料とする商品」であるかのように、商品の品質の誤認を生ずるおそれがある。

したがって、本願商標は、商標法第4条第1項第16号に該当する。

4 当審の判断

本願商標は、「ホワイトパール」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成中の「ホワイト」の文字は「白。白色。」などを、「パール」の文字は「真珠。」を、それぞれ意味する語であり（出典：「広辞苑 第七版」株式会社岩波書店）、これらはいずれも我が国において広く使用、理解されているものであるから、本願商標は、これらの両語を結合させたものと容易に認識し得るものであり、全体として「白い真珠」ほどの意味合いを理解させるものといえる。

そして、原審提示の情報にあるように、サプリメントを取り扱う分野において、原材料として真珠の粉末が用いられている商品がいくつか製造、販売されている実情が認められるとしても、当該分野において、「ホワイトパール」の文字やこれに類する文字が、商品の具体的な品質を表示する語として一般的に使用されている事実は見当たらず、そのほか、本願商標が、その指定商品との関係において、商品の品質の誤認を生ずるおそれがあるといふべき事情を発見することができなかった。

そうすると、本願商標は、その指定商品との関係において、商品の品質の誤認を生ずるおそれがあるものといふことはできない。

したがって、本願商標が商標法第4条第1項第16号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

お し ら せ

●商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権（おおよその範囲となります。詳しくは特許庁HPでご確認下さい。）

昭和40(1965)年	商標登録第 691108号～第 693982号
〃 50(1975)年	商標登録第1172149号～第1177261号
〃 60(1985)年	商標登録第1824305号～第1832390号
平成7(1995)年	商標登録第2711412号～第2711980号
平成7(1995)年	商標登録第3102506号～第3111900号
平成17(2005)年	商標登録第4910614号～第4918359号
平成27(2015)年	商標登録第5809962号～第5816732号

各年の12月1日～12月31日までに設定登録された商標権

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなっており、存続期間は通常設定登録の日から10年間ごとになります。
更新登録申請について疑問点などがございましたら、お知らせ下さい。

（明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい）

●特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければ特許庁審査官による審査を受けることができません。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

令和4年8月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは7月中に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料（特許印紙）を納付します。ご不明の点がございましたらばお問合せください。

●特許、商標の出願状況（推定）

	特 許	商 標
令和7年3月分	34,106	14,487
前 年 比	100%	101%

	特 許	商 標
令和7年4月分	21,929	14,408
前 年 比	99%	105%

詳しくは特許庁HP⇒資料・統計⇒統計資料⇒特許出願等統計速報でご確認下さい。